



旭市イメージアップキャラクター「あさピー」

8月診療分から通院・調剤も助成

中学校
3年生まで

「無料または300円」

旭市子ども医療費助成の拡充による
保険診療での自己負担額

市民税課税区分	入院 (1日)	通院 (1回)	調剤
非課税世帯 均等割のみ課税世帯	無料	無料	無料
所得割課税世帯	300円	300円	無料

- 申請に必要なもの
 - 申請書
 - 印鑑
 - 子どもの健康保険証のコピー
 - 平成25年度課税証明書
- 市内に住所がある小学校4年生から中学校3年生までの子どもの保護者で、旭市子ども医療費助成受給券と書かれた、緑色の受給券を持っていない人です。申請が必要になる人には、申請書を送付しました。

申請が必要な人

子育て家庭の経済的負担の軽減などを図るため、旭市子ども医療費助成を拡充——。

今まで小学校4年生から中学校3年生までは、入院だけが助成対象でしたが、8月診療分からは通院・調剤も対象とします。これにより中学校3年生までは、保険診療での入院・通院・調剤の自己負担額が、無料または300円となります。

受給券を持つ人は 申請不要

現在受給券を持つ、小学校4年生から中学校3年生までの子どもの保護者には、8月1日(木)からの診療に使える新しい受給券を、7月中に送付します。

申請・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援班

☎ 62・8012

※課税証明書は所得額の記載のあるもので、保護者が平成25年1月1日現在旭市に住所がない場合、またはほかの市区町村に税の申告を行った場合に添付。

〈申請期限〉

6月30日(日)

〈受付時間〉

午前8時30分～午後6時

※土・日曜日を除きますが、6月30日は午後5時まで受け付けします。